

高砂市おくやみコーナー体制構築業務
及び運営業務委託に係る公募型プロポーザル

実施要領

令和6年度

高砂市 市民部 市民窓口室 市民窓口課

高砂市おくやみコーナー体制構築業務及び運営業務委託に係る

公募型プロポーザル 実施要領

この要領は、高砂市おくやみコーナー体制構築業務及び運営業務委託(以下「本業務」という。)の受託事業者(以下「受託者」という。)を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定める。

1 趣旨

本業務は、高砂市(以下「本市」という。)において、死亡届の提出後に必要な諸手続を行うための専用窓口を設け、亡くなられた方の状況に応じて必要な手続を抽出、申請書作成の補助、受付等を行い、ご遺族の負担を軽減することを目的とした「おくやみコーナー」を本庁舎に設置することに伴い、受託者が行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名 高砂市おくやみコーナー体制構築業務及び運営業務委託

(2) 業務内容 別に定める「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

- | | |
|----------|---|
| ア 体制構築業務 | 契約締結の日から令和7年1月19日まで |
| イ 運営業務 | 令和7年1月20日から令和9年12月28日まで |
| ウ 開設予定時間 | 月曜日から金曜日まで(祝日、休日、年末年始を除く。)
午前8時30分から午後5時まで |

(4) 契約形態・費用見積

見積書は、以下のア～ウ別に作成し、消費税及び地方消費税を含むこと。

- ア おくやみコーナー体制構築に係る経費
- イ おくやみコーナー運営に係る経費(本業務範囲内。ウの経費を除く。)
- ウ 3年間のシステム使用料を含む保守、運用費(年度毎に別途契約予定)
※年度毎の内訳を記載すること。

(5) 提案上限額(消費税及び地方消費税を含む。ただし、システム使用料、保守料を除く。)

- ア 令和6年度高砂市おくやみコーナー体制構築業務及び運営業務に係る経費
 - ・令和6年度 5,035 千円
- イ 高砂市おくやみコーナー運営に係る経費)
 - ・令和7年度 9,372 千円

・令和8年度 9,372 千円

・令和9年度 7,029 千円

ウ 3年間のシステム使用料を含む保守、運用費については、年度毎に別途契約予定であるため、提案上限額には含まない。

3 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体で次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高砂市指名停止基準(平成6年高砂市訓令第 13 号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年高砂市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税(法人税及び消費税をいう。)、地方消費税及び本市が賦課する税について滞納していない者であること。
- (6) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

4 選定方法

(1) 選定委員会の設置

受託者の選定のため、高砂市おくやみコーナー体制構築業務及び運営業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 評価方法

選定委員会は、以下の選定方法により選定する。

1次選考:提出書類の書類審査

2次選考:1次選考入選者に対し、プレゼンテーション及び選考委員の質疑により実施

5 公募・選定スケジュール

実施項目	日程
公募開始	令和6年7月30日(火)
質問受付期限	令和6年8月2日(金)午後5時まで
質問回答	令和6年8月6日(火)

参加申込書提出期限	令和6年8月8日(木)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年8月20日(火)午後5時まで
参加辞退届提出期限	令和6年8月20日(火)午後5時まで
1次選考(書類審査)	令和6年8月21日(水)
1次選考結果通知	令和6年8月22日(木) 予定
2次選考(プレゼンテーション及び質疑応答)	令和6年8月 29 日(木) 予定
2次選考結果通知	令和6年9月上旬 予定
細目協議	令和6年9月中旬 予定
契約締結	令和6年10月上旬 予定

6 参加申込の手続

参加希望者は、次の書類を提出すること。なお、下記に記載する提出書類の規格は、全てA4版とする。

(1) 申込書等の配布場所

高砂市ホームページ【ページID:10997】

<https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/shimimmadoguchika/10997.html>

(2) 提出書類

番号	提出書類	様式	提出部数	備考
1	参加申込書	様式第1号	1部	
2	誓約書	様式第2号	1部	
3	登記事項証明書(写し可)	別表のとおり	1部	※1
4	国税の納税証明書(写し可)	別表のとおり	1部	※1
5	市税完納証明書	別表のとおり	1部	※1
6	決算報告書(財務諸表)	別表のとおり	1部	※1
7	企業概要書	様式第3号	1部	※2
8	業務実績書	様式第4号	1部	※3
9	責任者等経歴書	様式第5号	1部	

※1 本市の入札参加者資格名簿に登録しているものは、番号3から6までに掲げる提出書類の提出を省略することができる。

※2 会社の概要が分かる資料(パンフレット等)を添付すること。

※3 同種類似事業を実施したことが分かる資料(チラシ等)を添付すること。

別表

番号	提出書類	仕様
3	登記事項証明書(写し可)	公告の日以後に証明されたもの
4	国税の納税証明書(その3の3) (写し可)	公告の日以後に法人税並びに消費税及び地方消費税について証明されたもの
5	市税完納証明書	証明書交付申請書(様式第6号)により高砂市市民部市民窓口室市民窓口課(以下「市民窓口課」という。)に申請し、その証明を受けた市税完納証明書を提出すること。課税記録がない場合は、市税完納証明交付申請書によってその証明を市民窓口課で受けて提出すること。
6	決算報告書(財務諸表)	直近1年間のもの

(3) 提出方法 電子メール、郵送又は本市窓口へ直接持参

7 質問及び回答

実施要領及び仕様書等に関し質問がある場合は、下記の要領で質問書(様式第7号)を提出すること。

- (1) 提出方法 質問書(様式第7号)を電子メールにて提出し、電話により到着確認をすること。
- (2) 回答方法 本市ホームページへ掲載予定である。ただし、本業務の優先交渉権者の選定において、公平性を保てないと判断される質問には、回答、公表しない場合もある。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

番号	提出書類	様式	提出部数	備考
10	企画提案書表紙	様式第8号	1部	※4
11	企画提案書本文	任意様式	正本1部、副本7部、 電子ファイル1部	※4
12	見積書	様式第9号	正本1部、副本7部、 電子ファイル1部	※5
13	プレゼンテーション動画		1部	※6

※4 企画提案書は、「企画提案書作成要領」に従い作成すること。

※5 見積書は、内訳の積算根拠がわかる書類(任意様式)を添付すること。

※6 動画は、MP4形式等のWindowsOS搭載端末で再生できるファイルとすること。また、動画の再生時間は30分以内とすること

- (2) 提出方法 11～12の書類を電子メールで提出するとともに、原本(紙)を郵送又は本市窓口へ直接持参(提出期限必着)

9 参加資格審査

提出された参加申込書等を基に参加資格の審査を実施する。

- (1) 結果通知時期 令和6年8月22日(木) 予定
(2) 通知方法 電子メール。宛先は参加申込書記載の電子メールアドレス宛とする。

10 プレゼンテーション等による審査

参加資格審査に合格した者(以下「企画提案者」という。)の企画提案の内容について、プレゼンテーション等により評価を行う。

- (1) 実施日 令和6年8月29日(木) 予定
(2) 場所 高砂市役所

※詳細な実施日及び場所は、企画提案者に対し別途通知する。

- (3) 内容

制限時間を50分とし、時間配分はプレゼンテーション等(20分以内)、質疑応答(30分以内)とする。

- (4) 説明者 説明者は、5人以内とし、本件のプロジェクト責任者は必ず出席すること。

- (5) その他

- ・プレゼンテーションを実施するにあたり、使用する備品等は、すべて企画提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、コンセントについては、本市側の備品を使用してもよいこととする。
- ・本市では、プレゼンテーション会場にインターネット環境及びプロジェクターは用意しない。

11 審査方法

- (1) 審査は、提出された提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、評価点の最も高い参加予定者を優先交渉権第1位の事業者として選定し、契約締結に向けた手続を行うものとする。
- (2) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次点者を新たな交渉権者として手続を行うものとする。
- (3) 審査は、本市職員で構成する選定委員会が実施する。
- (4) 提案者が1者のみの場合も、評価は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、当該企画提案者を優先交渉権者とする。

- (5) 審査結果は、プレゼンテーション等に参加した企画提案者宛に文書で個別に通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立ては受け付けないものとする。

12 プロポーザル参加の辞退

- (1) 本業務のプロポーザル参加申込みをした後、プロポーザルから辞退しようとする場合は、辞退届(様式第10号)を提出すること。
- (2) プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後、不利益な取扱いを受けるものではない。

13 プロポーザルの中止

- (1) 本市は、参加予定者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、プロポーザルの実施を延期又は取り止めることがある。
- (2) 本市は、プロポーザル前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの実施を延期又は取り止めることができる。その場合における損害は、参加予定者の負担とする。

14 その他留意点

- (1) 提出する書類作成に係る費用は、参加予定者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書は無効とする。
- (3) 提出期限後の問合せ及び提出後の資料の追加、修正は認めないものとする。
- (4) プロポーザル実施に関する情報(参加者から提出された書類を含む。)は、高砂市情報公開条例(平成12年高砂市条例第33号)に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (5) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

15 提出先及び問合せ先

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市 市民部 市民窓口室 市民窓口課 担当:前川、西村、中野
TEL:079-443-9019

FAX:079-443-5652

E-mail:tact2310★city.takasago.lg.jp

注:★は@に変更してください。